

気象に関する警報の発令等に伴う授業の取り扱いについて

東京 23 区に警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪）がでていたら

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 午前 6 時 00 分までに警報解除の時 | 平常授業 |
| (2) 午前 8 時 00 分までに警報解除の時 | 3 時間目から授業 |
| (3) 午前 10 時 00 分までに警報解除の時 | 5 時間目から授業 |
| (4) 午前 10 時 00 分の時点で引き続き警報が出ていた時 | 自宅学習 |

交通機関混乱の際も上記の基準を適用する。ただし交通機関とは「都営浅草線」をいう。

なお、安全を最優先し、十分注意して行動すること。